

嘉手納町公の施設の指定管理者募集

嘉手納町では、嘉手納町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則に基づき、「嘉手納町健康増進センター」「嘉手納町営住宅」「嘉手納町体育施設、嘉手納町町民の家及び嘉手納町兼久海浜公園ウォーターガーデン」の指定管理者を次のとおり募集します。詳細につきましては、各施設の所管課までお問い合わせください。

◎ 共通事項

1 申請書、募集要項等の配布

平成 30 年 9 月 25 日（火）から平成 30 年 10 月 10 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時までに所管課で配布します。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに正午から午後 1 時までを除く。

2 申請受付

平成 30 年 10 月 11 日（木）から平成 30 年 10 月 23 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時までに所定の申請書を所管課に提出すること。ただし、土曜日及び日曜日並びに正午から午後 1 時までを除く。

3 募集要項等に関する質問書の受付

平成 30 年 9 月 25 日（火）から平成 30 年 10 月 5 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までに書面で所管課に提出すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに正午から午後 1 時までを除く。

4 申請の資格

(1) 嘉手納町に主たる事務所又は事業所を有している法人その他の団体（**法人格の有無は不問であるが、個人での申請は不可**）

※ 施設管理において専門的知識を要する施設（嘉手納町健康増進センター、嘉手納町営住宅）についてはその限りではない。

(2) その他の資格要件は、各施設の募集要項に記載のとおりとする。

5 選定の基準等

- (1) 基準
- ① 利用者の平等利用を確保することができるものであること。
 - ② 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られているものであること。
 - ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(2) 方法 嘉手納町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会における調査審議の結果を踏まえ、指定管理者の候補者を選定し、嘉手納町議会の議決を経て、指定管理者を指定する。

◎ 嘉手納町健康増進センター

1 施設の概要

名称 嘉手納町健康増進センター

位置 嘉手納町字嘉手納290番地9 ロータリープラザ（6階）

施設 施設総面積：1112.82 m²（ロータリープラザ6階部分）

ア) 温水プール室 延面積 445.89 m² 一般プール 20M × 8M（4コース）
子どもプール 18 m²

イ) トレーニングルーム 延面積 80.55 m²

ウ) その他構成移設及び設備等（事務室 更衣室 シャワー トイレ
機械室1 機械室2 健康管理室 倉庫 ベランダ）

2 利用料金に関する事項

利用料金制度とする。詳細は、募集要項に記載のとおりとする。

3 管理を行わせる期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。ただし、この期間は嘉手納町議会による議決によって確定することをご留意下さい。

4 説明会の開催

平成30年10月10日(水)午前10時から午前11時まで 嘉手納町役場2階打ち合わせ室3
参加希望者は、10月5日(金)午後5時までに町民保険課へ申し込んでください。

5 所管課及び問い合わせ先

〒904-0293

嘉手納町字嘉手納588番地

嘉手納町役場 町民保険課

電話番号 098-956-1111(内線153)

◎ 嘉手納町営住宅

1 施設の概要

名称 (1)嘉手納町屋良町営住宅

(2)嘉手納町水釜第二町営住宅A・B・C・D棟

(3)嘉手納町営水釜高層住宅（一般向・高齢者向）

位置 (1)嘉手納町屋良1丁目13番地5

(2)嘉手納町水釜六丁目14番1号

(3)嘉手納町字水釜379番地3

施設 (1)嘉手納町屋良町営住宅

竣功年度：平成 25 年・築 5 年

2DK (住宅専用面積：50.7 m²)23 戸

3DK(A) (住宅専用面積：60.9 m²)24 戸

3DK(B) (住宅専用面積：60.8 m²) 8 戸

3LDK (住宅専用面積：70.1 m²)23 戸

(2)嘉手納町水釜第二町営住宅 A・B・C・D 棟

A 棟 (竣功年度：昭和 57 年・築 36 年・住宅専用面積：65.9 m²)16 戸

B・C・D 棟 (竣功年度：昭和 58 年・築 35 年・住宅専用面積：65.9 m²)48 戸

(3)嘉手納町営水釜高層住宅 (一般向・高齢者向)

高年者向 (竣功年度：平成 11 年・築 19 年・住宅専用面積：61.8 m²) 3 戸

一般向 (竣功年度：平成 11 年・築 19 年・住宅専用面積：67.9 m²)57 戸

2 施設の使用料に関する事項

利用料金制度とする。詳細は、募集要項に記載のとおりとする。

3 管理を行わせる期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで、ただしこの期間は嘉手納町議会による議決によって確定することをご留意下さい。

4 説明会の開催

平成 30 年 10 月 10 日 (水) 午前 10 時から正午まで 嘉手納町役場 2 階中会議室
参加希望者は、10 月 5 日 (金) 午後 5 時まで都市建設課へ申し込んでください。

5 所管課及び問い合わせ先

〒904-0293

嘉手納町字嘉手納 5 8 8 番地

嘉手納町役場 都市建設課

電話番号 098-956-1111(内線 333・334)

◎ 嘉手納町体育施設、町民の家及び兼久海浜公園ウォーターガーデン

1 施設の概要

名称 (1) 嘉手納町体育施設(嘉手納町総合運動場 嘉手納町ソフトボール場 嘉手納町テニス場 嘉手納町兼久体育館 嘉手納町野球場 嘉手納町陸上競技場 嘉手納町スポーツドーム 嘉手納町多目的広場)

(2) 嘉手納町町民の家

(3) 嘉手納町兼久海浜公園ウォーターガーデン

位置 (1) 嘉手納町字兼久 8 5 番地 2 5 及び嘉手納町字屋良 8 7 5 番地

(2) 嘉手納町字久得 5 番地

(3) 嘉手納町字兼久 8 5 番地 2 5

施設 (1) 嘉手納町体育施設

① 嘉手納町総合運動場 敷地面積 18,575 m² (トイレ・管理棟 多目的スタンド 準備室)

② 嘉手納町ソフトボール場 敷地面積 13,593 m² (倉庫棟 ダックア

ウト 本部席 スタンド)

- ③ 嘉手納町テニス場 敷地面積 5,439 m² 4コート (スタンド)
 - ④ 嘉手納町兼久体育館 建物面積 770 m² (事務室 会議室 トイレ 倉庫 更衣室 シャワー室)、3オン3コート テニス練習壁 駐車場
 - ⑤ 嘉手納町野球場 敷地面積 31,681 m² (スタンド トイレ 会議室 本部室 記者室 身障者室 倉庫 医務室 事務室 シャワー・ロッカールーム)、屋外トイレ ピッチング練習場 駐車場
 - ⑥ 嘉手納町陸上競技場 敷地面積 39,740 m² (管理室 更衣室 医務室 控室 放送室 器具庫 トイレ シャワー室)、屋外トイレ 駐車場
 - ⑦ 嘉手納町スポーツドーム 敷地面積 10,734 m² 建物延面積 3,120 m² (事務室 更衣室 電気室 器具庫 トイレ ポンプ室 倉庫 会議室 トレーニングルーム)、駐車場
 - ⑧ 嘉手納町多目的広場 敷地面積 5,300 m² 芝面積 4,620 m²
- (2) 嘉手納町町民の家
敷地面積 7,563 m² 建物面積 350 m² (畳間 厨房室 風呂場 倉庫 トイレ)、駐車場
 - (3) 嘉手納町兼久海浜公園ウォーターガーデン
敷地面積 5,480 m² (児童用プール (627 m² 水量 376 m³) 幼児用プール (221 m² 水量 88 m³) 児童用スライダー 幼児用スライダー 屋外シャワー 休憩所 管理室 ろ過室 更衣室 トイレ)

2 利用料金に関する事項

利用料金制度とする。詳細は、募集要項に記載のとおりとする。

3 管理を行わせる期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで。ただし、この期間は嘉手納町議会による議決によって確定することをご留意下さい。

4 説明会の開催

平成 30 年 10 月 10 日 (水) 午前 11 時から正午まで 嘉手納町役場 2 階庁議室
参加希望者は、10 月 5 日 (金) 午後 5 時までに嘉手納町教育委員会社会教育課へ申し込んでください。

5 所管課及び問い合わせ先

〒904-0293

嘉手納町字嘉手納 5 8 8 番地

嘉手納町教育委員会 社会教育課

電話番号 098-956-1111(内線 266・267)